

## 船舶事故調査報告書

令和5年9月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月15日 07時50分ごろ
発生場所	徳島県牟岐町大島南方沖 出羽島灯台から真方位093° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 37.7′ 東経134° 29.0′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>えびす</sup> 蛭子丸は、南西進中、また、漁船 <sup>けんしやう</sup> 第3健祥丸は、船首を西南西方に向けて漂泊しながら操業中、両船が衝突した。 蛭子丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、第3健祥丸は、右舷中央部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和4年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 蛭子丸、2.2トン 280-40770徳島、個人所有 8.60m (Lr) × 2.54m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、125.00kW、昭和59年4月 B 漁船 第3健祥丸、0.84トン T03-14891（漁船登録番号）、個人所有 5.50m (Lr) × 1.55m × 0.45m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和57年4月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月19日 免許証交付日 平成30年5月25日 （令和6年3月25日まで有効） B 船長B 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月23日 免許証交付日 令和4年2月21日 （令和9年10月28日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で、大島東方沖の釣り場に向け、令和4年11月15日07時00分ごろ徳島県海陽町浅川港の係留地を出航した。(写真1参照)</p> <div data-bbox="730 495 1243 831" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>船長Aは、大島東方沖の釣り場に到着したが、漁をしている船を見掛けなかったため釣果が見込めないと思い、漁船がいる場所を探して南南西進していたところ、大島南方沖に約7～8隻の操業中の漁船（以下「漁船群」という。）を認め、変針して西北西進した。</p> <p>操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて操船していた船長Aは、西北西進中、07時45分ごろ左舷船尾部へ移動し、引き縄釣りの仕掛けを投入して船尾中央に立てた竿<small>まき</small>に結び付けた後、左舷船尾部に置いたクーラーボックスに腰を掛け、遠隔操縦装置を持って約2ノットの対地速力で引き縄釣りを始めた。(写真2、写真3参照)</p> <div data-bbox="236 1361 807 1742" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 1361 1422 1742" data-label="Image"> </div> <p>写真2 船長Aの引き縄釣り時の姿勢（再現） 写真3 船長Aの操船位置からの見通し状況</p> <p>船長Aは、船尾方の引き縄の様子を見ながら、時折視線を船首方に向け、船首方約300mの漁船群を避けようと左舵を取り、変針して南西進中、07時50分ごろ衝撃を感じて機関を後進にかけたところ、船首方にB船を認め、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突したことに気付いた。</p>

A船は、船長Aが船長Bと互いの氏名等を確認した後、B船がえい航された牟岐町牟岐漁港に自力で入航した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、大島南方沖の漁場に向け、06時25分ごろ牟岐漁港を出航した。

船長Bは、07時00分ごろ漁場に到着した後、船首部中央の甲板上約2mの高さに赤色の旗を掲げ、船外機を停止し、船首を西南西方に向けて漂泊して一本釣り漁を行っていた。

船長Bは、右舷船尾部の物入れに腰を掛け、上体を右舷方に向けて釣りをを行い、仕掛けに魚が掛かったので魚を引き上げていたところ、衝撃を感じてB船とA船とが衝突したことに気付いた。(写真4、写真5参照)



写真4 B船



写真5 船長Bの作業時の様子(再現)

B船は、船長Bが、船長Aと互いの氏名等を確認した後、船体に亀裂が入って浸水のおそれがあったので、付近で作業中の僚船船長にA船と衝突したことを連絡し、僚船にえい航されて牟岐漁港に帰港した。

僚船船長は、牟岐漁港に入港後、118番通報した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、西北西進中、船首方約300mの漁船群を避けようと左舷を取る前から、船尾方の引き縄の様子に意識を向けて航行していたので、漂泊しながら作業していたB船に気付かなかったと本事故後に思った。

船長Aは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。

船長Bは、航行中の船舶が漂泊して作業中の漁船を避けて航行すると思っていて、海面の釣り糸の状況に注意を向けていたので、B船に接近するA船に気付かなかったと本事故後に思った。

船長Bは、漁港と漁場を行き来するときは、救命胴衣を着用していたが、作業中は救命胴衣を着用していなかった。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、大島南方沖を西北西進中、船首方約300mの漁船群を避けようと左舵を取る前から、船長Aが、左舷船尾部に腰を掛けた姿勢で、船尾方の引き縄の様子に意識を向けて引き縄釣りを続けていたことから、左舵を取り、変針して南西進中も左舷船首方で漂泊して操業中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島南方沖において、船首を西南西方に向けて漂泊しながら操業中、船長Bが、航行中の船舶が漂泊して操業中の漁船を避けて航行すると思い、海面の釣り糸の状況に注意を向けていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大島南方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊しながら操業中、船長Aが、左舷船尾部に腰を掛けた姿勢で、船尾方の引き縄の様子に意識を向けて引き縄釣りを続け、また、船長Bが、航行中の船舶が漂泊して操業中の漁船を避けて航行すると思い、海面の釣り糸の状況に注意を向けていたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、周囲の状況を必ず目視で確認して変針し、航行中に特定のことだけに意識を向け続けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、操業中、他船が自船を避けてくれると思うことなく、十分に余裕がある時期に接近する他船を認めることができるように継続的に周囲の見張りを行うこと。</li> <li>・ 小型船の船長は、暴露甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

